

報告書案の意見募集結果及びそれに対する考え方(案)  
(ご意見に基づく修正あり)

修正案との対応  
No.

提出者	提出された意見	考え方(案)	
個人	<p>【陸上無線通信委員会報告(案)本体】</p> <p>「2.2. 国内の現状と動向」では、無線 LAN について 2.4GHz 帯と 5GHz 帯の区別が明記されており、また「2.2.1. スマートデバイスの動向」では、5GHz 帯無線 LAN について記載されています。その流れからしても、「2.2.2.2. 公衆無線 LAN アクセスポイント数の増加」の「図 2.2.2.2-1 オフロード用無線 LAN アクセスポイント数の推移」の統計値については、2.4GHz 帯と 5GHz 帯のどちらか一方なのか合計値なのかが明記されることが適当と思います。</p>	<p>「2.2. 国内の現状と動向」は無線 LAN アクセスポイント全般について記載したものであるため、周波数帯の区別はしていませんが、ご指摘を踏まえ、その旨を追記する修正をいたします。</p>	①
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	<p>【5.1.2. 一般的条件】表 5.1.3.1-3 および 表 5.1.3.1-9</p> <p>仰角の角度記載がありますが、仰角 0 度以下の規定がありません。下向きの規格値の明確化を希望します。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、仰角下限を削除する修正をいたします。</p>	②
個人	<p>仰角 0 度未満の e.i.r.p.制限がありません。米国やカナダと同様に別途規定するか「0° 以上」を削除するのが適当と思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、仰角下限を削除する修正をいたします。</p>	
NTT ブロードバンドプラットフォーム株式会社	<p>現行規則においては、5.2GHz 帯の最大 e.i.r.p.が 200mW、5.6GHz 帯の最大 e.i.r.p.が 1W と規定されています。これに基づき、5.2GHz 帯 80MHz 幅と 5.6GHz 帯 80MHz 幅を組み合わせた伝送形態(以下、「80+80MHz モード」と言う)の最大 e.i.r.p.について、制限がより厳しい 5.2GHz 帯に合わせる形で、二つの 80MHz チャンネル合計で 200mW として規定されています(無線設備規則第 49 条の 20 の 5)。</p> <p>また、本報告書において 5.2GHz 帯の最大 e.i.r.p.が 200mW から 1W に高出力化され、5.2GHz 帯と 5.6GHz 帯を組み合わせた 80+80MHz モードの最大 e.i.r.p.を 1W とするための規定が記載されています(作業班報告書 p.54,72,73,76)。この規定は、将来当該機能を具備した無線 LAN 機器が商用化された場合に有用であると考えております。</p>	<p>御意見を踏まえ、5.2GHz 帯と 5.6GHz 帯の組合せ利用時の 5.6GHz 帯小電力データ通信システムの帯域外漏えい電力を明確にする修正をいたします。</p>	③

	<p>このような 5.2GHz 帯と 5.6GHz 帯の組合せ利用におきまして、5.2GHz 帯高出力データ通信システムの帯域外漏えい電力については p.73 の表 5.1.3.1-10 にて明示されている一方で、5.6GHz 帯小電力データ通信システムの帯域外漏えい電力については本報告書に記載されていないことから、明確化しておくことが望ましいと考えます。</p>		
個人	<p>【陸上無線通信委員会報告(案) 概要】 スライド4</p> <p>    標題等にかかれた「(仮称)」ということわり書きは、もはや削除されるべきではないでしょうか。</p> <p>    「アクセスポイント(AP)、中継器」の「等価等方輻射電力(e.i.r.p.)」の項目について、(例)20MHz システムのとき、各迎角に対する EIRP の制限値が記載されています。しかしながら、陸上無線通信委員会報告(案)本体の p.68、表 5.1.3.1-3 「5.2GHz 帯高出力データ通信システムのうち基地局及び陸上移動中継局の等価等方輻射電力」の表のなかでは、該当する占有周波数帯幅が 19MHz を超え 38MHz 以下のシステムの場合については、各迎角に対して異なる EIRP の制限値が記載されているようです。例示された EIRP の前者数値群を、報告書本体のものと整合するように改めるべきと思います。</p> <p>    「アクセスポイント(AP)」というのか報告者本体にかかれた「基地局」というのか、また「中継器」なのか「陸上移動中継局」なのか、用語の統一が望まれます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p> <p>同上</p> <p>なお、「20MHz システム」とは、占有周波数帯幅ではなくチャンネル間隔が 20MHz のものを意図しておりました。</p> <p>機器形態と無線局種は区別して記載することが適当ですが、機器形態と無線局種の紐付ける修正を行います。</p>	<p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p>